

## 第5節 歴史的・文化的環境の保全

### 1 文化財等の保存・活用

#### 1-1 指定文化財の保存・活用

三重県には、特色ある歴史風土に育まれた数多くのすぐれた歴史的・文化的資産(文化財)があります。

しかしながら、経年変化による損傷や過疎化・少子高齢化等による保護の担い手の減少など多くの課題があり、適切な保存と、積極的な活用を図ることが困難になりつつあります。

平成30(2018)年度においては、特に重要な文化財4件を将来にわたって保存・活用するため、三重県指定文化財に指定しました。また、指定文化財等の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に必要な巡視・調査を行いました。さらに、適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援しました。

#### 1-2 登録有形文化財の保存・活用

三重県では、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約630件の近代化遺産が確認されています。これらの保存・活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成30(2018)年度は、オーデン大門ビル、旧料理旅館九重、田中家住宅、服部家住宅の4施設(件数は19件)が国の登録有形文化財(建造物)に登録されました。

#### 1-3 埋蔵文化財の調査・保存

県内には、約14,000件の埋蔵文化財の存在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。(表2-5-1)

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図る上から、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

平成30(2018)年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は8遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

表2-5-1 三重県内の埋蔵文化財数  
(平成31年3月末現在)

遺物散布地	4,922
古墳	7,221
社寺跡	458
城館跡	1,297
生産遺跡等	222
その他	476
合計	14,596

#### 1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡斎宮跡や久留倍官衙遺跡等では、史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成30(2018)年度は、史跡の公有化の推進と保存・活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

第2章 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」の取組結果

1-5 歴史的・文化的な遺産

我が国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた本県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

その中で重要なものは有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保存・活用されています。(表2-5-2)

表2-5-2 三重県内の国・県指定等文化財数  
(平成31年3月末現在)

種別		国	県	計
重要有形文化財	建造物(内、国宝2)	25	44	69
	絵画	20	44	64
	彫刻	67	112	179
	工芸品	18	60	78
	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	45	57	102
	考古資料(内、国宝1)	10	31	41
	歴史資料	4	10	14
小計		189	358	547
無形文化財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小計		1	2	3
民俗文化財	無形民俗文化財	10	38	48
	有形民俗文化財	1	25	26
小計		11	63	74
記念物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	36	71	107
	史跡及び名勝	0	3	3
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	15	4	19
	天然記念物	21	78	99
天然記念物及び名勝	1	1	2	
小計		84	166	250
伝統的建造物群保存地区(選定)		1	—	1
文化財の保存技術(選定)		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)		15	11	26
重要文化的景観(選定)		0	—	0
登録有形文化財		256	—	256
登録有形民俗文化財		1	—	1
登録記念物		1	—	1
合計		274	11	285
総計		559	600	1,159

1-6 三重県総合博物館(MieMu)の活用

三重県総合博物館(MieMu)では、市町等との役割分担のもとで、県内の博物館、市町や大学、学校、企業等の関係機関、地域の多様な主体等と連携協力して、三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用することとしています。

平成30(2018)年度は、これまでの取組を持続し、博物館づくりや関係機関との情報共有、資産の保全に取り組み、県内外の自然と文化に関わる団体が参加した「自然と人間との共生フェスタ in 三重」を三重県総合博物館(MieMu)で開催しました。

2 歴史的・文化的景観の保全・活用

2-1 熊野参詣道(伊勢路)の保全

熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」は、平成16(2004)年7月にユネスコの世界遺産に登録され、平成28(2016)年10月に追加登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野参詣道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県では、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路のうち、峠道を中心とした約33kmが往時の状況を示すものとして国史跡に指定されています。